

「金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の4に基づく
ストレステストの実施に関する規則」の制定について

2018年12月25日
一般社団法人金融先物取引業協会

1. 規則制定の目的等

2015年1月のスイスフラン・ショック以降、本協会では、同年7月に公表された金融モニタリングレポートの内容も踏まえ、外国為替証拠金取引を取り扱う会員における為替リスク管理態勢の整備、強化に向けて各種取り組んできました。

その一環として、各社共通の実施要領によるストレステストを2016年2月、2017年4月に実施し、また、金融先物取引業務取扱規則の一部改正を行い、ストレステストの継続的実施等を義務付ける（2017年10月施行）など、業界としてストレステストを通じた為替リスク管理の強化を進めてきました。

そうした中、金融庁では年間取引規模が5,000兆円程度まで拡大した店頭外国為替証拠金取引（店頭FX）について、仮に店頭FX業者が破綻すれば、顧客やカバー取引先に大きな影響があるほか、外国為替市場や金融システムにも影響を及ぼし、システムリスクに繋がる可能性を有しているのではないかと考え、現行の決済リスクの管理が十分なものとなっているかについて検討を進めるためとして、同庁により、2018年2月に「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」が設置されました。

2018年6月、当該検討会の報告書が公表され、そこにおいて「ストレステストを通じた自己資本の拡充」が求められ、「厳格かつ適正なストレステストを実施し、その結果を必要となる自己資本に反映させていくことが適当」とされました。

これを受け、金融庁では、業者に対して、協会の自主規制規則に基づいてストレステストを実施することを義務付ける方向で金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業府令」という。）を一部改正することとなったため、本協会では、これに併せて、自主規制規則を新たに制定することとなりました。

2. 方法等

「金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の4に基づくストレステストの実施に関する規則」を制定します。

また、その別紙として、「金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の4に基づくストレステストの実施に関する規則に基づくストレステスト実施要領」を制定し、ストレステストの具体的な実施方法を規定します。

3. 規則案の説明

- (1) 規則案 別掲の資料を参照
- (2) 説明 5頁以降を参照

4. 審議等の過程、今後の日程感等

年月日	内容	備考
2018年6月13日	「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会 報告書」が公表される。	
7月25日	5社（FX関係理事・自主規制委員会副委員長）会 今後の進め方、論点の確認等	
7月31日	第29回FX幹事会 拡大幹事会（FX幹事会・ストレステストWGメンバー）の開催の決定	
8月中	拡大幹事会メンバーを対象とした仮シナリオによる試算 日中取引状況の調査（取引高上位10社）	
9月7日	外資系会社会合 カバー取引先破綻リスクの考え方について意見交換	
9月20日	第1回拡大幹事会 自主規制骨子案についての検討	
10月11日	第2回拡大幹事会 自主規制骨子案についての検討	
11月8日	金融庁による5社会への説明会 ストレステストのシナリオ等に関する金融庁の考え方	
11月13日	第3回拡大幹事会 自主規制規則案についての検討 当該規則案に基づく再試算のお願い	
11月22日	第4回拡大幹事会 自主規制規則案の自主規制部会への付議を決定（予定）	
12月13日	第5回拡大幹事会 リスクウェイトの見直し等	
12月21日	自主規制部会	

	パブリックコメント募集の開始を決定（予定）	
	拡大幹事会への経過報告（メール）	
12月25日	パブリックコメント募集の開始（予定）	2019年1月23日まで
	自主規制部会及び拡大幹事会への経過報告（メール）	
2019年2月中旬	自主規制委員会 理事会付議案件の審議	
	自主規制委員会・同部会及び拡大幹事会への経過報告（メール）	
2月下旬	理事会 自主規制規則の制定を決定	施行は改正府令の施行日と同じ。
	全会員へ理事会結果を通知	

5. 意見等の募集について

規則案（別紙の実施要領等を含みます。以下同じ。）については、投資者保護等に関する事案であることから、パブリックコメント手続きを次のとおり実施します。

(1) 公表資料及び公表方法

規則案及び参考資料を一般ホームページに掲載します。

(2) 意見等の募集期間

2018年12月25日から2019年1月23日17時

(3) 意見等の提出

郵送又は電子メール

(4) 意見等の処理等

意見等を受けて、必要があれば原案の修正等を行います。修正等の内容によっては、再度自主規制部会を開催する場合があります。

なお、原案の趣旨が変わらない範囲での修正等であれば、自主規制部会長に一任とさせていただきます。

(5) 結果の公表

いただいた意見等及びそれに対する協会の考え方等については、一般ホームページに掲載します。

6. 施行後の取組状況の確認等

本規則案の制定が決定し、施行された後の会員における取組み状況については、本協会の実地監査等で確認するものとします。

7. その他

本規則の施行については改政府令の施行日に合わせることとなりますが、会員におけるシステムその他の準備期間が必要と考えられることから、施行は2020年1月を予定しております。

以 上

本件に関するお問合せ
協会総務部
03-5280-0881

「金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の4に基づく
ストレステストの実施に関する規則」等についての説明等

I. 規則についての説明等

(目的)

第1条

金商業府令が改正され、協会規則に基づきストレステストを実施することが義務付けられることとなりますが、その協会規則として、本規則が告示により指定される予定です。

(定義)

第2条

(1) 店頭外国為替証拠金取引

- ・ ここで定義しているのは、あくまでどのような取引かであり、業についてではありません。よって、法により金商業から除外されている取引を、当該定義に基づき本規則の対象外とするという趣旨ではありません。金商業者等からカバー取引を受けるといった、いわゆる B to B 取引も本規則の対象に含まれます。
- ・ 金商業者等からカバー取引を受けている場合、各リスクの算出において、当該金商業者等の顧客が当該金商業者等へ出している個々の取引を個別にカウントする必要はありません。当該金商業者等を一顧客として各リスクの計算を行ってください。
- ・ 「原則として差金決済による外国為替の売買を行う取引」とあるのは、差金決済以外の決済があり得る取引という趣旨であり、具体的には、受渡し決済を想定していません。

(2) 契約上必要な証拠金額

- ① 金商法上の個人顧客に係る通貨関連デリバティブ取引における証拠金規制で求められる取引金額の4%以上の証拠金額という意味です。
- ② 金商法上の法人顧客に係る特定通貨関連店頭デリバティブ取引における証拠金規制で求められる取引金額に為替リスク想定比率を乗じた額以上の証拠金額という意味です。
- ③ 金融商品取引業者等のように①及び②にあるような証拠金規制を受けない顧客を相手方とした B to B 取引などの場合には、店頭外国為替証拠金取引のために当該顧客から預け入れている保証金となります。

(3) 未カバー顧客建玉

「顧客建玉同士の売り買いが対当」とは、本規則ではマリー取引を意味しています。

(4) 未収金

通常、未収金という場合には、顧客の損失額と顧客から実際に預かっている証拠金額との差額を指すと考えますが、本規則に基づくテストでは、(2)の契約上必要な証拠金額を上回って預け入れられた証拠金額は損失額から控除できず、また、全額回収できないという想定になっています。

(5) 固定化されていない自己資本の額

規定のとおりです。

第3条～第5条

規定のとおりです。

(最大想定損失額の算出等)

第6条

「社会通念上遅延してもやむを得ないと判断されるような事情がある場合」とは、例えば、大規模災害が発生した場合等が考えられます。

(日々の資本への影響の把握)

第7条

第1項、第2項

- ・ 今回の規制は、協会規則に基づくストレステストの実施を通じて、経営の健全性を確保することができる態勢を整備することを趣旨としているものであり、負の値になったことのみを以って府令や協会規則違反とすることを考えているものではありません。
- ・ 「固定化されていない自己資本の額」は、金商業府令第179条第6項に基づき、毎営業日行っている自己資本規制比率の状況の適切な把握にあたり使用している固定化されていない自己資本の額を想定しています。
- ・ 第2項は、第1項の検討結果に基づき、措置を講じることとしています
- ・ 第1項の検討において、措置を講じる必要がないという結果になる場合の例としては、すでに何らかの措置を講じる予定であって、その間に下回ってしまった場合や、何らかのシステム障害などの事故的な要素があった場合などが考えられます。
- ・ 一方、大口顧客の建玉が一時的に急増したなどの場合、大口顧客がそのあと口座をクローズしてしまったなどであれば措置は不要かもしれませんが、大口顧客が再び同じ取引をすることが想定されるのであれば、何らかの措置が必要と考えられます。
- ・ つまりは、同じような損失が今後も発生する可能性が極めて低いとは言えない状態であれば、何らかの措置が必要と考えます。

第3項

固定化されていない自己資本の額について、3営業日経過後に修正等があり、その結果、第1項の結果が負の値となることがわかった場合には、その旨及びその理由を、可能な限り速やかに本協会へ報告する必要があります。

第4項～第6項関係

規定のとおりです。

第8条～第10条関係

規定のとおりです。

II. 別紙実施要領についての説明等

1. 前提

(3) について

例. 顧客がUSDJPYを10買建てと3売建てしていて、会員がカバー取引先にUSDJPYの5買いのカバー取引を行った場合には、未カバー買建玉2、顧客買建玉10、顧客売建玉3、カバー取引先買建玉5と考えます。

2. シナリオ

⑦について

「契約その他制度等により、会員に確実に返還されるもの」とは、例えば、何らかの保証金等が信託保全されているなどにより倒産隔離されている場合、国内銀行であれば当座預金・利息の付かない普通預金など預金保険制度で保護される場合などが想定されます。また、外国にも同じような制度あれば除外することは可能です。

3. 未カバー顧客建玉に係るリスクの把握

未カバー顧客建玉に係るリスクの算出で、利益（負の値）が出た場合、未収金、カバー取引先破綻リスクの損失額と合算（損失と相殺）することができます。

4. 未収金発生リスクの把握

未収金に関しては、顧客ごとに損失額の計算を行い、損失（正の値）となった顧客の値のみを合計し、利益（負の値）となった顧客は合計に入れません。

5. カバー取引先破綻リスクの把握

- ・ 価格変動幅（円安：正の値、円高：負の値）×カバー先建玉（買い：正の値、売り：負の値）により得られた値（損失：正の値、利益：負の値）とカバー取引先の破綻に

より返還されない保証金（決済資金を含む。）を損失（正の値）として加算し、正の値となった場合は損失額として計上し、負の値となった場合はゼロとしてください。

- ・ カバー取引先に、店頭外国為替証拠金取引のカバー取引に係る保証金以外に当該カバー取引のために置いている資金がある場合には、当該資金についても保証金同様に損失額として加算します。
- ・ 各計測時点において、すべてのカバー取引先における損失額を算出し、最も大きなものを統合リスクの算出に使用します。
- ・ リスクウェイトの適用に関する説明は後述します。

6. 統合リスクの把握

規定のとおりです。

7. 日々の最大想定損失額が資本へ及ぼす影響の把握

(1) について

「行政機関の休日に関する法律第1条各号に掲げる日」とあるのは、次の①から③（以下「行政機関の休日」といいます。）になります。規則第7条第1項の結果が負の値になった営業日から、行政機関の休日を除いて3営業日（当該負の値になった営業日を含みます。）経過するまでに本協会へ報告してください。

- ① 日曜日及び土曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 12月29日から翌年1月3日までの日（②に掲げる日を除く。）

8. 月次報告

規定のとおりです。

9. ストレステスト結果の保存

(2) について

「汎用的なデータ形式」とは、例えば、EXCEL ファイルや CSV ファイルなどを想定しています。

10. 計測時点の見直し

計測時点については、取引高上位の社の日中取引状況等を調査し、顧客建玉、未カバー建玉、カバー取引先建玉のそれぞれの最大時点を指定することを考えていますが、6か月ごとに会員における日中取引状況等を確認し、計測時点が実態と乖離していると判断される場合には見直しを行います。

11. 価格変動幅サンプリング日の追加等

価格変動幅のサンプリング日は、1985年以降のヒストリカルデータから、終値ベースで変動幅が最大となる通貨ペアの多かった日等を指定することを考えていますが、これまでにないような為替相場の急変や特異な動き、顧客建玉状況の変化等がないかを6か月ごとに確認し、必要に応じてサンプリング日の追加等を行っていきます。

III. 別添様式についての説明等

1. 別添様式1

Aについて

各計測時点において、価格変動幅サンプリング日ごとに各リスクを算出し、その合計（統合リスク）のうち最大のを最大想定損失額とします。

A' について

Aのカバー取引先破綻リスクを算出する際の明細であり、後述の別表3に基づきリスクウェイトを適用する場合の条件を満たしていることを確認できるように、必要項目を記載します。

Bについて

Aで算出した最大想定損失額がその営業日の固定化されていない自己資本の額より大きくなった場合には、Bの欄を記載し、A及びA' と併せて3営業日以内に本協会へ提出する必要があります。

Cについて

Bを報告した場合には、リスクの削減、資本の積み増し等の措置について検討し、その結果等についてCの欄に追記し、遅滞なく本協会へ提出する必要があります。

Dについて

Cを報告した場合には、措置実施後に、Dの欄を追記し、遅滞なく本協会へ提出する必要があります。

2. 別添様式2

営業日ごとの最大想定損失額と固定化されていない自己資本の額を日々算出・比較した結果を1か月分まとめて報告してもらいますが、固定化されていない自己資本の額等が日々算出した時点から修正されている場合には、当該修正を行った値を本協会へ月次

報告してください。

IV. 別表についての説明等

1. 別表1及び別表2

規定のとおりです。

2. 別表3 カバー取引先破綻時のリスクウェイト

- ・ 本規則におけるカバー取引先破綻時のリスクウェイトについては、カバー先の破綻が前提であって、FMI原則を適用する取引所の場合と同様、100%を損失と見るといところが基準となっています。
- ・ ただし、より信用度の高い、複数のカバー先へリスク分散が図られることが望ましいという観点から、本表のリスクウェイトの値が設定されています。
- ・ 当該リスクウェイト適用には条件が2つ設定されており、(1)では建玉のある全てのカバー取引先が投資適格である必要があるとされています。
- ・ 投資適格(BBB以上)とあるのは、BBB相当以上(BBB-を含みます。)ということであり、ムーディーズでいえばBaa以上となります。
- ・ (2)では最大シェアが他の全先の平均シェアの2倍を超えないこととありますが、最大シェアをX、投資適格であるカバー取引先数をYと置いた式 $(100\% - X) \div (Y - 1) \times 2 \geq X$ を満たしていれば当該要件を満たします。
- ・ 自社の投資適格であるカバー取引先数が該当する区分において、(2)の要件を満たさない場合、当該先数より一つ少ない社数の区分において最大シェア(%)を満たしていれば、当該区分のリスクウェイトが適用され、満たしていなければ、さらに一つ少ない社数の区分のリスクウェイトが適用されるか否かを順次確認する形になります。

例. 投資適格のカバー取引先が4社あり、最大シェアが50%であった場合、区分Dではシェアの条件を満たさないが、それを以っていきなりリスクウェイトが100%になるということではなく、次の1社少ない区分C(カバー先は3先)を見ると、最大シェア50%の要件を満たすことから、65%のリスクウェイトが適用されます。仮に最大シェアが60%であれば、区分Bのリスクウェイト75%が適用されるということです。

・ 注2について

清算機関を利用している場合は、投資適格であるカバー取引先として1社追加できます。また、清算機関のシェアが最大となる場合、投資適格であるカバー取引先の社数に関係なく、その次にシェアの大きなカバー取引先のシェアが(2)の要件を満た

す区分のリスクウェイトが適用されます。

例. カバー取引先W、X、Yがともに投資適格である場合、カバー取引先シェアがW 10%、X60%、Y30%であるとする、(1)の要件は満たしますが、投資適格であるカバー取引先数3社のときの最大シェアの要件が50%であることから(2)の要件を満たさず、区分Cの65%のリスクウェイトは適用されません。(区分Bの要件である2社の場合の最大シェア要件66%以下は満たしている、リスクウェイト75%が適用される。)

仮に、清算機関ZがXのすべての取引を債務引受けしたとすると、W10%、X0%、Y30%、Z60%となります。Xは0%となり、投資適格の社数にカウントされませんが、清算機関Zは投資適格であるカバー取引先数に加えることができるため社数は3社となります。

このとき、清算機関Zのシェアが60%で最大となるので、投資適格であるカバー取引先数に関係なく、清算機関の次にシェアが大きいYのシェアについて(2)の要件を満たす区分のリスクウェイトを適用することになります。

Yのシェアは30%なので、区分Eの最大シェア33%の要件を満たし、55%のリスクウェイトが適用されます。

- 注3について

例えば、親会社1社がカバー取引先のときのカバー取引先破綻リスクをどのように見るかということですが、②(i)(ii)の2つの要件を満たすことで、親会社1社が破綻してすべてが損失になるという想定代わりに、当該親会社の最大カバー取引先が破綻したとの想定における損失額を用いることが可能になります。この親会社の最大カバー取引先の破綻による損失額には、親会社のカバー取引状況に応じたリスクウェイトが適用されます。

実際に合理的にリスクを割り当てるとはどういうことか、疎明資料はどのようなものであればよいかなど、これから金融庁と相談しながら、個別具体的に詰めていくこととなります。

- 注4について

カバー取引先のグループ内に投資適格の社があれば、当該カバー取引先を投資適格とみなすことができます。

例. 同一グループのA銀行とB証券があり、A銀行が外部格付で投資適格とされているが、B証券は外部格付をとっていない場合、会員がB証券にカバー取引を出している場合は、B証券についても投資適格とみなすことができます。

以上